

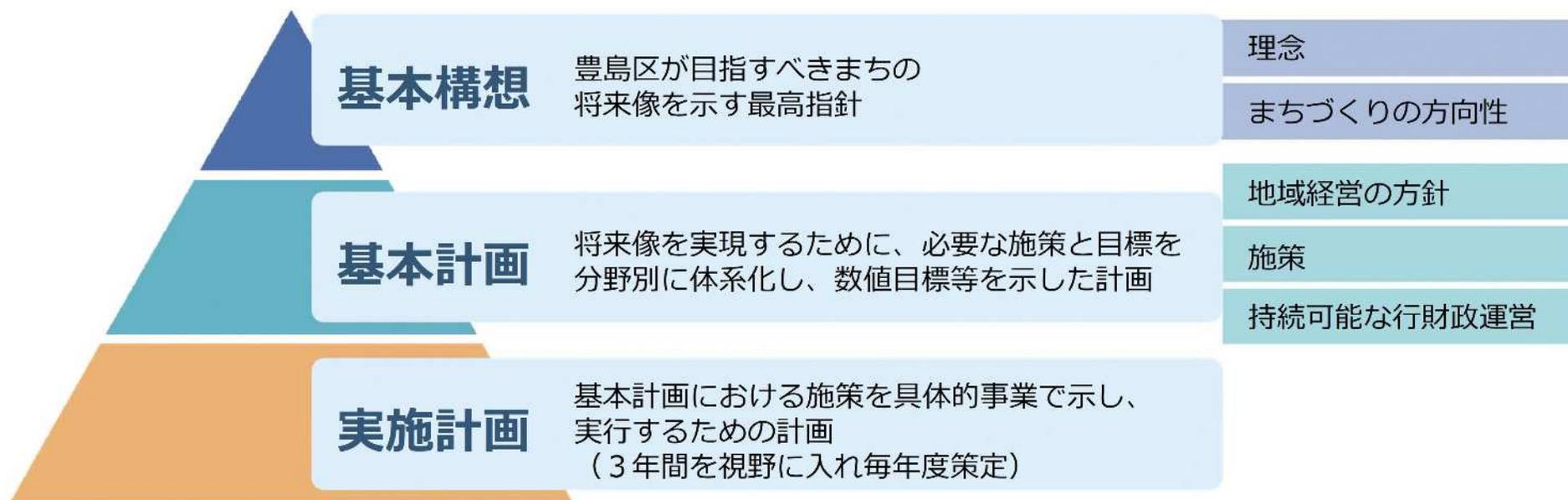
# (1) 基本構想・基本計画

---

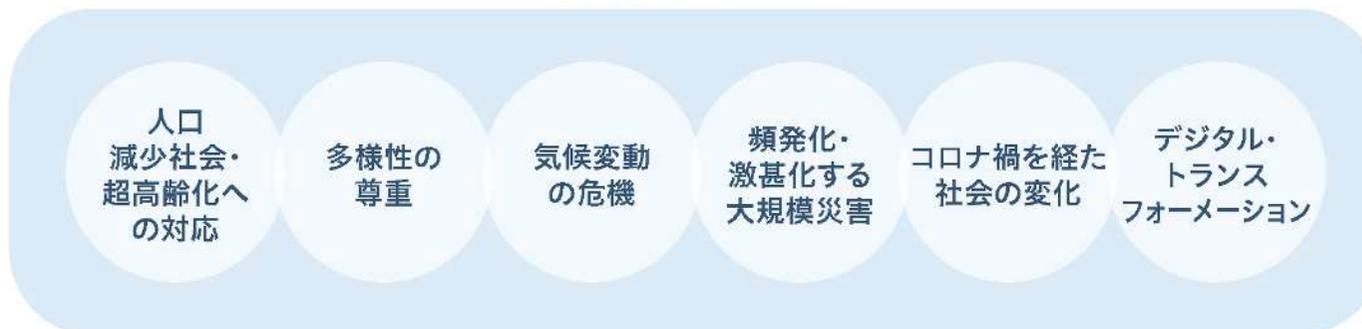
説明：企画課長 宮本

# 基本構想・基本計画について

- コロナ禍の影響により社会経済状況や区民ニーズなどが大きく変化したことから、区政運営に早急に反映させるべく、令和7年度末に予定していた基本構想・基本計画の策定を令和6年度末として、1年前倒しで策定



## 代表的な社会動向



# 豊島区が目指す将来のまちの姿



地域と共に支えあう安全・安心なまち

# ①地域防災計画の防災施策

---

説明：防災危機管理課長 小嶋

# 主な事業紹介（今後5年間に検討着手する事業を含む）

- (1) 「①区民の地域の防災力向上」
- (2) 「②避難者対策」  
「③物流・備蓄・輸送対策の推進」  
「④医療救護・保健等対策」
- (3) 「⑤広域的な視点からの応急対応力強化」  
「⑥情報通信の確保」
- (4) 「⑦安全な都市づくりの実現」
- (5) 「⑧帰宅困難者対策」
- (6) 「⑨住民生活の早期再建」

# ( 1 ) 「①区民の地域の防災力向上」

令和7年度新規拡充事業費：1,500千円

高齢者や身体障害者などに対し、**家具転倒防止器具・ガラス飛散フィルム**の購入及び設置の**助成**を行います (令和7年7月開始予定)

## 事業概要

### 屋内における負傷者を最小限に抑える

- 地震による負傷者の約3～5割が屋内における家具類の転倒・落下によるものであり、家具転倒防止対策により、被害を最小限に抑えることが期待できる
- 在宅避難が推奨されている昨今、災害時に特に支援が必要となる高齢者や身体障害者などの器具設置等が困難な方に対して、家具転倒防止器具の購入及び設置の助成を行う

## 助成内容

※1世帯1回限り

**器具購入費 + 設置工事費 = 限度額15,000円 (税込)**

※器具購入だけ15,000円も可

※個人売買で購入でしたものは対象外

## 対象

- 65歳以上で構成される高齢者世帯
- 要介護3以上の方がいる世帯
- 愛の手帳、身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯



家具転倒防止器具

令和7年度新規拡充事業費：3,500千円

区内で開催している防災フェス等のイベントで、**大人も子どもも遊びながら防災を学ぶことができるブースを設置します**

### スポーツ等と防災の内容を取り入れたブース



- 遊びながら防災を学ぶことができる体験型ブース
- 各町会や学校等の単位でも実施できるよう動画のマニュアルを整備

### 防災マップの作り方ブース



- 防災マップの作り方のブース
- イベント外でも使用できるよう豊島区全体を区分けした地図（24分割程度）の作成と防災マップの作成支援の動画作成し、自分でも防災マップを作れる環境を整備
- 防災マップを利用した町会等の訓練へつなげていく

## ①区民の地域の防災力向上

# マンション防災における自助・共助の推進

「東京とどまるマンション」を周知するとともに、**マンション防災ガイドブックの配布**による**居住者等への普及啓発**と**マンション管理組合等の活動支援**を行います

### マンション防災ガイドブックの配布

#### マンション特有の課題と対策を普及啓発

- エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- 排水管等の修理が終了していない場合、トイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備



マンション防災  
ガイドブック



防災講話の様子

### 豊島区マンション管理計画認定制度

#### マンション管理の適正化の推進+区独自基準によるマンション防災の促進

##### 概要

- 適切な管理計画を有するマンションを自治体が認定するマンション管理適正化法に基づく制度

##### メリット

- 認定による市場価値の向上**、フラット35融資金利引下げ、建物部分固定資産税減免（～R7年3月まで：2年間延長予定）等

##### 防災に関する 区独自基準

#### 国の認定基準に加えて、以下の区独自基準を設定

- ①**自主防災組織**の編成②**防災マニュアル**の作成③**防災用品**の備蓄④**定期的な防災訓練**の実施のいずれか1つ以上を満たしていること
- 避難行動要支援者名簿**を備え、1年に1回以上確認していること

### 東京とどまるマンションの普及

- 区ホームページで「東京とどまるマンション」に関する情報を掲載する等、普及に協力する

### 新たなマンション対策の検討

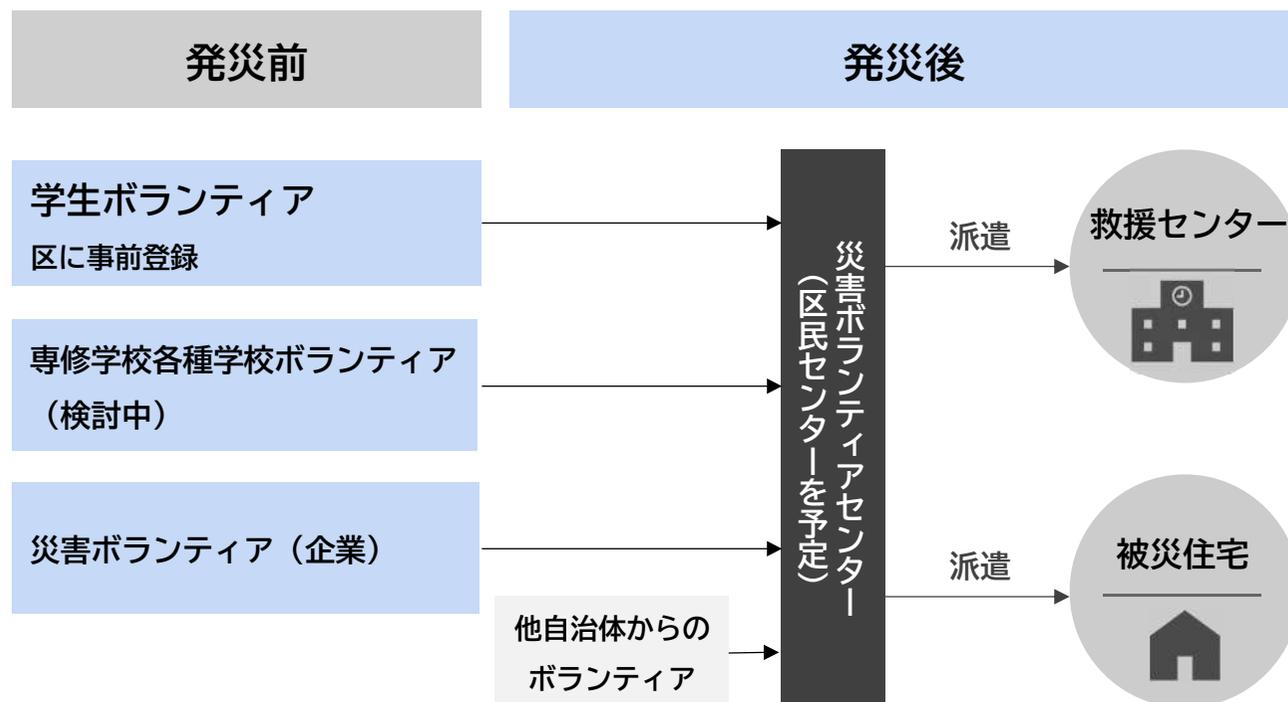
- マンション防災の重要性は高まる一方であるため、今後新たなマンション防災を検討する

## ①区民の地域の防災力向上

# ボランティア活動の支援

被災地のニーズに即したボランティア活動ができるよう、社会福祉協議会との連携を強化し、**ボランティア活動の支援体制を整備**します

### ボランティア体制（イメージ図）



### 取組① ボランティア支援体制の整備

- ボランティアの活動拠点を確保したうえで、区社会福祉協議会と連携して、被災者ニーズを把握・情報共有し、ボランティアが円滑に活動できるよう支援体制を整備

### 取組② 区内8大学との連携

- 区で事前登録を実施
- 外国語通訳、専門的業務、一般作業等、協力してもらえる業務を事前に把握

### 取組③ 区内専修学校各種学校との連携

- 専修学校各種学校の特性を生かし、外国語通訳、要配慮者対応等、協力してもらえる専門的業務を事前に把握

令和7年度新規拡充事業費：4,000千円

地域の防災活動に必要な**防災資器材を整備した町会**に、**助成金を支払います**

## 事業概要

### 地域防災力向上に貢献

- （一財）自治総合センターが実施する地域づくりと共生のまちづくり等に対して助成を行う「コミュニティ助成事業」を活用
- 地域の防災活動に必要な防災資器材を整備した町会に、（一財）自治総合センターからの助成金を区経由で、町会へ支払う（年度ごとに助成数に限りあり）

## 助成内容

上限2,000千円（2団体分）

## 購入品例

発電機、ポータブル電源、トランシーバー、カセットコンロ、防災ヘルメット、モバイルバッテリー、給水タンク、簡易トイレ等



発電機エネポ



簡易トイレ

- ( 2 ) 「②避難者対策」  
「③物流・備蓄・輸送対策の推進」  
「④医療救護・保健等対策」

全救援センターで開設運営訓練を毎年実施し、地域防災組織や区職員等の救援センター開設運営の習熟度を高めます

## 主な訓練内容

### 1 施設の安全点検



施設の安全点検の様子

### 2 避難者の受入



避難者受入の様子

## 取組① 訓練の頻度と内容の充実化

訓練を2年に1回実施から毎年実施へ

- 救援センター開設運営の習熟度を高めるため、訓練実施頻度を2年に1回実施から毎年実施に変更
- 今後、より実践的な訓練を目指す
- マンホールトイレ、居住スペースの作成、応急給水栓の設置に加えて、救援センター開設段階で必要となる施設の安全点検や避難者受入の訓練も追加

## 取組② 救援センター開設運営訓練の参加促進

地域防災組織との連携を図る

- 「女性の視点からの防災講座」受講者、防災リーダー（防災士）等に訓練参加を促し、地域防災組織との連携を図る

令和7年度新規拡充事業費：31,254千円

## 「女性の視点」を取り入れて、救援センターの運営体制と備蓄品を見直します

### さらなる避難所生活の質の向上を図る

女性の視点PTを立ち上げ、検討に着手



女性の視点からみた防災PTによる検討の様子

- 防火女性の会会長、女性町会長、防災士の親子、女子学生、消防署女性職員、区女性職員で構成される**女性の視点PT**を立ち上げ、備蓄物資、避難所運営について、**女性、育児、介護の視点から再確認を実施**

### アンケート結果を運営体制と備蓄物資に反映

- 実施したアンケートで必要と回答が多かった備蓄物資（簡易テント、蓄電池、ベビーベッド、携帯用充電器、おりものシート、からだふきシート、ドライシャンプー、経口補水液、ゼリー飲料、冷却パック、使い捨てカイロ）を整備
- 備蓄物資の整備や救援センター開設・運営マニュアルへの意見反映により、さらなる避難所生活の質の向上を図る



検討により整備される避難所用簡易テント

令和7年度新規拡充事業費：229,356千円

豊島区備蓄物資計画に基づき、**備蓄物資の拡充**と**管理体制の強化**を行います  
福祉救援センターで**独自に**使用する**物資・資器材を拡充**します

## 備蓄物資拡充と管理体制強化



簡易ベッド



区内備蓄倉庫の様子

- 豊島区備蓄物資計画に基づき、簡易ベッド、携帯トイレ、蓄電池等の備蓄物資を拡充
- 災害時に適切な救援センター運営ができるよう、備蓄物資の購入入替、不用品の運搬・廃棄、毛布のリパック等を実施
- 備蓄倉庫の管理委託を実施し、備蓄物資の管理体制を強化

## 福祉救援センター独自で使用する物資・資器材

- 福祉救援センターへの避難者の特性から、独自に必要なとなる物資や運営上必要となる資器材を整備



乳児用肌着



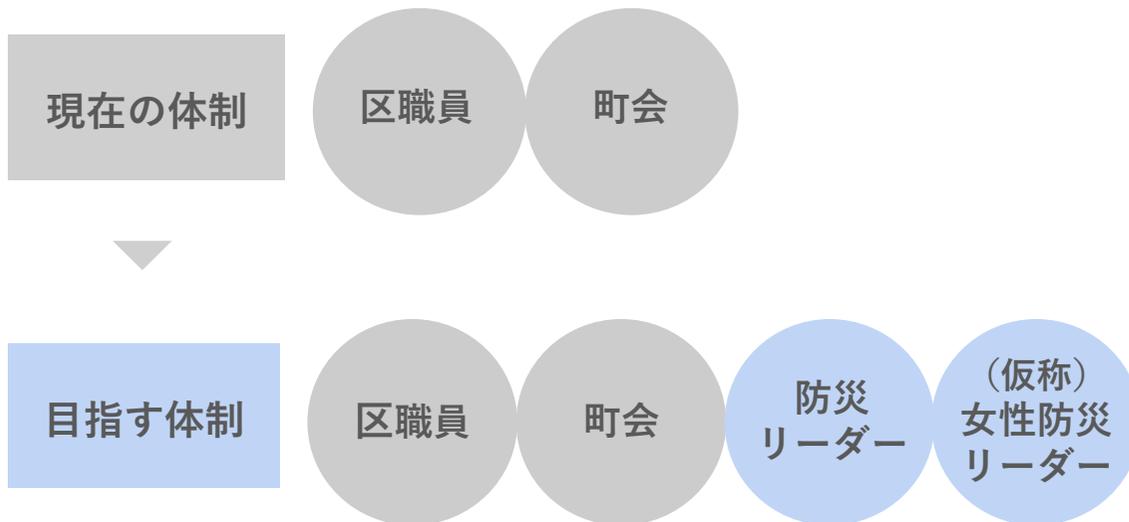
簡易トイレ

令和7年度新規拡充事業費：398千円

## 防災リーダー（防災士）と（仮称）女性防災リーダーを養成し、救援センター運営体制を強化します

### 救援センター運営体制

防災知識がある人員を配置し、人員不足解消と運営体制強化の実現



### 取組① 防災リーダー（防災士）の養成

救援センターを中心となって運営

- 各救援センターに2名の防災リーダーを配置することを目的に防災士の資格取得を補助
- すでに25名の防災士が誕生、今後4年で計70人の防災士を、各救援センター運営のリーダーに養成していく

### 取組② (仮称)女性防災リーダーの養成

救援センターの環境改善にかかる人材を育成

- 令和7年度より、(仮称)女性防災リーダーを制度を立ち上げる
- 各救援センターに3名程度の環境整備委員を配置できるよう、勉強会等を実施し養成する

発災時、**福祉救援センターの立ち上げ**と**災害時要援者の安否確認活動**を着実に  
行うための体制を整え、**避難行動要支援者の個別避難計画の作成**を推進します

## 要配慮者等の安全確保に向けて

### 要配慮者等の安全確保と個別避難計画の推進

- 災害時要援護者の安否情報を集約するための**安否確認ツール**を各救援センターに導入します。
- 災害時要援護者の**安否確認用マニュアル**を整備し各救援センターに設置します。
- 福祉救援センターの立ち上げマニュアルを整備します。
- 避難行動要支援者に対する**個別避難計画（わが家のひなん計画）**の作成を推進します。
- **大正大学との共同研究**による防災講習会等を実施し、区民の防災リテラシー向上を図ります。



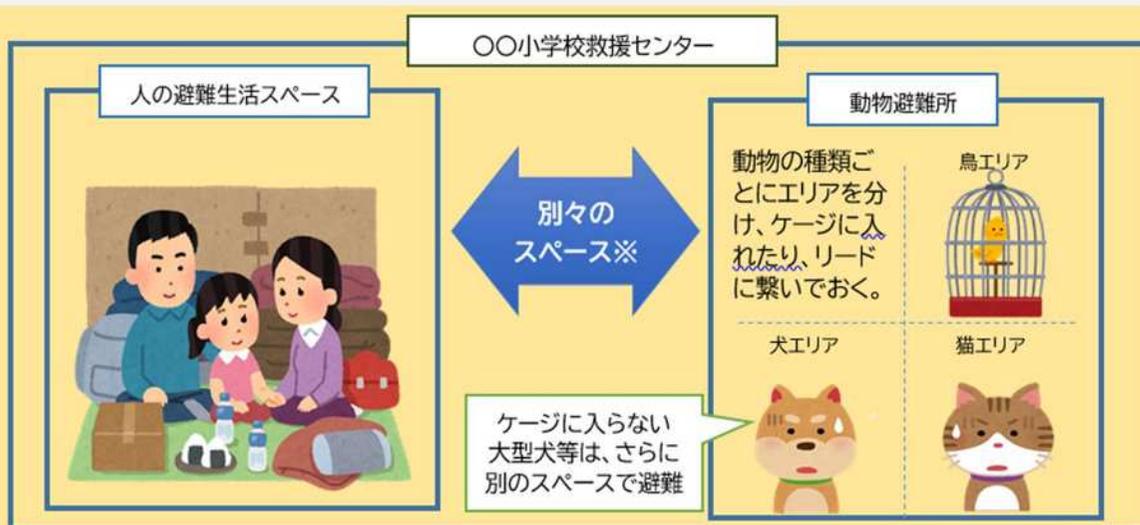
防災講習会「能登半島地震から学ぶ！」の様子

令和7年度新規拡充事業費：2,911千円

発災時にペットを連れて救援センターに避難し(同行避難)、ペットが避難する場所(動物避難所)を飼い主自身で運営する体制を整備します。

## 同行避難とは

指定の救援センターへ、ペットと一緒に避難します。ただし、人が生活するスペースと、ペットが生活するスペース(動物避難所)は原則、場所が離れます。ペット用備蓄はありません。ペットのお世話は飼い主さんが行います。飼い主さん同士で「動物救護チーム」を立ち上げ動物避難所を清掃するなど避難動物を見守りましょう。



(※)盲導犬等、飼い主と同室が必要な場合は「動物同居部屋」で一緒に避難できる場合がありますので、各救援センター運営管理者にご相談ください。

## ペット同行避難訓練の実施

### ペット同行避難訓練の初開催

- 今年度のペット同行避難訓練の開催を足掛かりに、**次年度より各救援センターにおいてペット同行避難訓練を継続的に実施**していく

## ペット用救援資材の配備

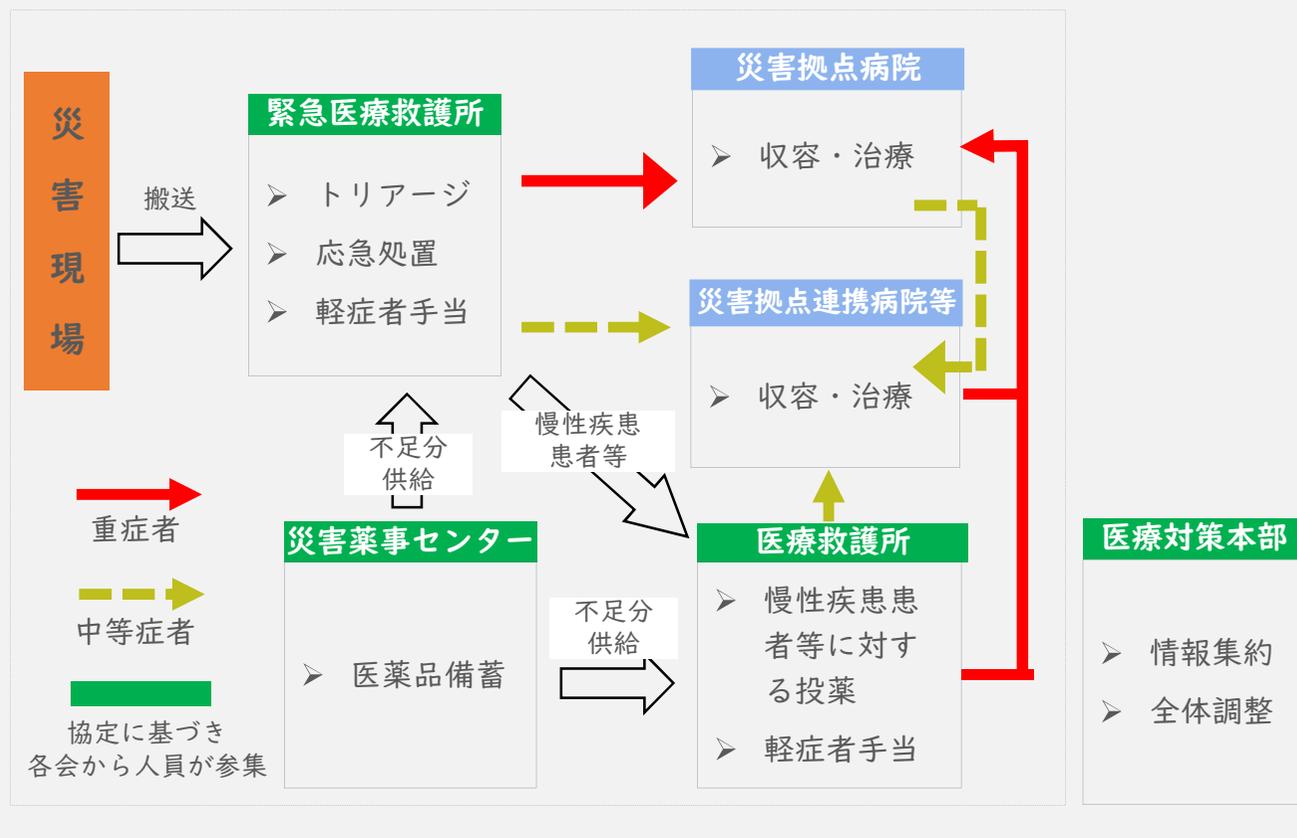
### 全救援センターで動物避難所運営体制を整備

- マニュアル**や**掲示物**、動物避難所に必要な物資を入れた**BOX**、**ペット用ケージ**2台を**35救援センターに配備**し、ペット同行避難者を受け入れる体制整備を実施

# 初動医療体制の確立

発災後、速やかに、**医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会及び柔道整復師会**と締結した協定に基づき、**初動医療体制を確立**します

## 災害時医療の体制・医療救護の流れ



## 各種訓練の実施

- 発災時、速やかに初動医療体制を確立できるように、**医師会等の関係機関と連携して各種訓練を実施**



災害医療図上訓練



トリアージ訓練

# 災害医療体制の強化

発災後、**傷病者が病院に殺到することによる混乱を防ぐため**、医師会等の関係機関の協力を得て、**病院の敷地等に緊急医療救護所を開設**します。

## 緊急医療救護所・医療救護所開設場所マップ



## 緊急医療救護所の概要

- 設置場所は区内病院敷地内またはその近隣(区内10か所)
- トリアージや軽症者の応急処置、中等症者の各設置場所近隣の災害拠点病院等への搬送調整を担当
- 重症者の搬送準備、当該緊急医療救護所内での搬送順位の判断等も実施

## 医療救護所の概要

- 設置場所は救援センター本部校(区内12か所)
- 軽症者への初期医療、慢性疾患患者への調剤、体調不良者への診察・相談を担当
- 医療救護所を設置していない救援センターへの巡回も実施

## 緊急医療救護所・医療救護所の周知

- 緊急医療救護所及び医療救護所が設置される等、災害医療体制について、区民に広く周知

**( 3 ) 「⑤広域的な視点からの応急対応力強化」  
「⑥情報通信の確保」**

現在締結している**防災協定**が、豊島区地域防災計画（令和6年修正）に定める災害対策に則しているか**内容点検を実施**し、訓練等を通して、**協定の実効性を向上**させます

## 防災協定の締結状況（令和7年1月現在・計151団体と締結）

### 特別区・地方自治体



16自治体

### 自治体機関・公共的団体



20団体

### 教育機関



13校

### 民間団体等



102事業者

## 取組① 協定都市との連携強化

- 具体的かつ実効性の高い協定を協定都市に提案

## 取組② 協定の内容点検

### 最新の災害対策に則した協定内容への見直し

- 豊島区地域防災計画（令和6年修正）に定めた災害対応に則した協定内容であるか点検を実施
- 必要に応じて、協定の見直しや現状では災害時のニーズとして足りていない業界（ホテル、キッチンカー等）との協定締結の推進

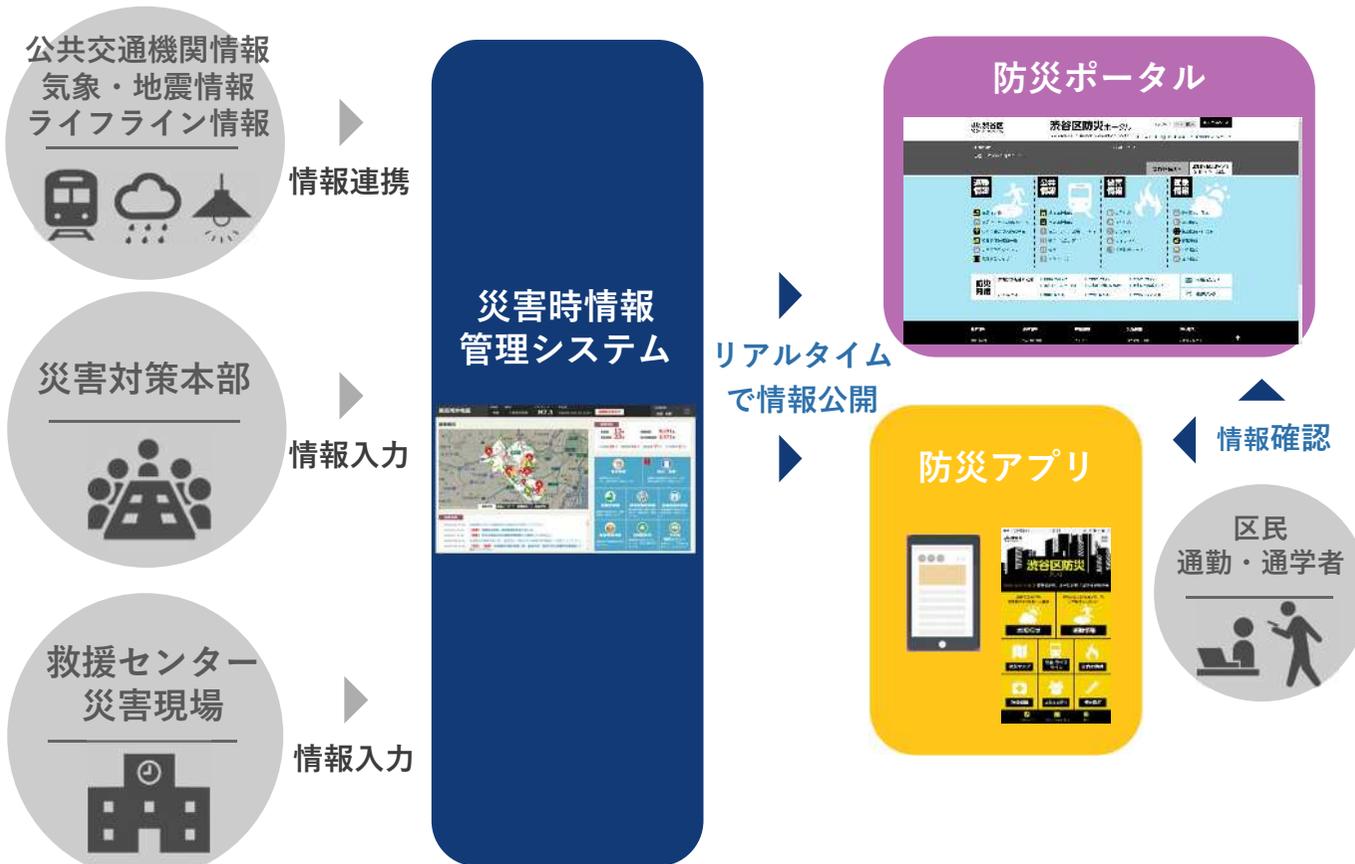
## 取組③ 協定の実効性の向上

### 日頃から協定締結相手と顔の見える関係を作る

- 協定締結相手と顔の見える関係を築き、定期的に連絡を取り合い、協定の取り決めが確実に実施できるよう、協定締結相手に訓練に参加してもらう等、協定の問題点を共有・見直す機会を設定

避難発令情報や救援センターの開設状況・混雑状況等を、区民にリアルタイムで情報提供できる区総合防災システムを再構築します

## 運用イメージ



### 特徴① 区民にわかりやすく情報を提供

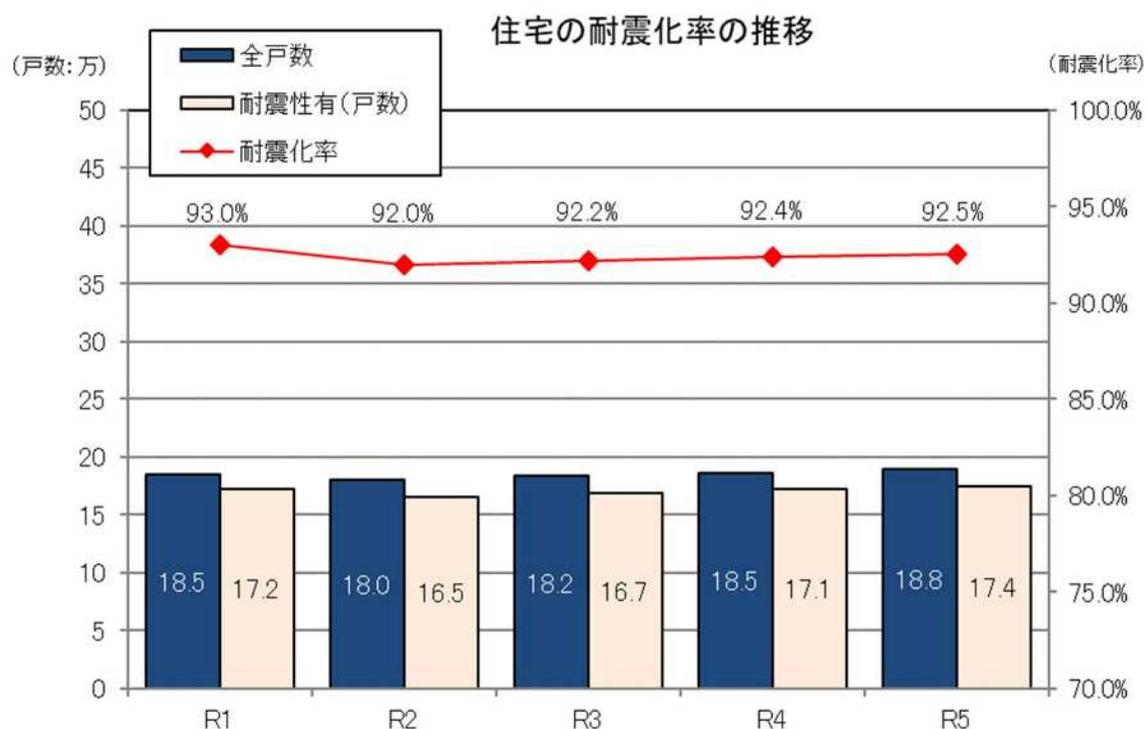
- 入力された被害情報や対応状況を一元的に管理が可能
- 多言語にも対応している防災ポータル・防災アプリと密に連携したうえで、**区民にリアルタイムで情報提供を行う**

### 特徴② 庁外からでも運用可能

- 災害現場や救援センター等の庁外からも情報入力が可能
- 刻々と変化する被害情報や対応状況をいち早く共有し、迅速・正確な災害対応に活用する

## (4) 「⑦安全な都市づくりの実現」

## 住宅（戸建・共同住宅・長屋）の耐震診断・耐震改修費用を助成します



出典：豊島区耐震改修促進計画(令和3年4月) 住宅：戸建・共同住宅・長屋 住宅の構造：木造・非木造

※① 平成25年及び平成30年住宅・土地統計調査を基に、住宅戸数を推計して算出。

※② 耐震化率の推計方法については、東京都の耐震化率の推計方法に準拠。

### 住宅の耐震化を進める

#### 木造住宅・非木造住宅の耐震化助成

- 木造住宅の耐震診断・耐震改修  
平成12年5月31日以前に建築された2階以下のもの
- 非木造住宅の耐震診断  
昭和56年5月31日以前に建築されたもの

### 耐震化の普及・啓発

#### 耐震化に関する理解を深める

- 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、戸別訪問等により、直接的に住宅所有者へ、耐震化助成制度の説明を行い、耐震化を促す

道路の拡幅や公園・広場の整備などを進め、併せて老朽住宅の建替えを促進することにより居住環境の改善や地域の防災性の向上に取り組めます

## 安全に暮らせる都市づくり 「燃えない・燃え広がらないまち」の実現

- 公園は、防災拠点として機能し、火災延焼防止に役立つ防災上重要なオープンスペースとなるため計画的に整備する
- 市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路となる特定整備路線について、地元の協力を得ながら、着実に整備を進め、地域の防災性向上を図る
- 建替え促進助成や老朽建築物除却助成などによる不燃建築物への建替え促進、防火規制の強化などにより、早期に、延焼による焼失をゼロ（不燃領域率70%）を目指す

## 不燃化への取組

### 防災街区整備事業（池袋本町四丁目1・2番街区）

令和7年度新規拡充事業費：65,738千円

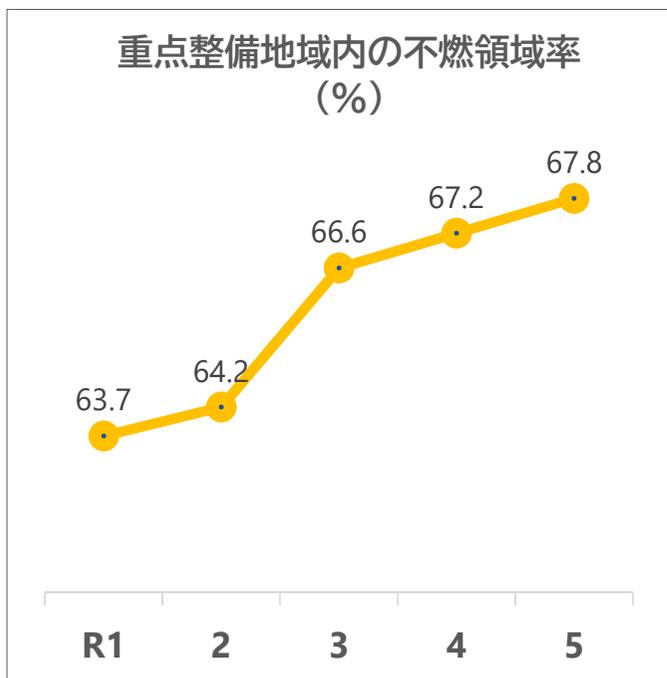
- 東京都施行の特定整備路線の整備（都市計画道路補助82号線）に併せて、東武東上線北池袋駅前の池袋本町四丁目1・2番地区に木造住宅密集地域の不燃化を促進するため、組合施行による防災街区整備事業の事業費の一部を補助する



現状



完成イメージパース



※不燃領域率とは、市街地の「燃えにくさ」を表す指標のことで、70%を超えると延焼による焼失率はほぼ0%となる。

感震ブレーカーの設置助成及び簡易タイプの無償配布により、地震火災の半数以上の原因と言われる「電気による火災」の被害軽減を図ります

簡易タイプ

コンセントタイプ

分電盤タイプ

写真



助成内容

無償配布

購入費用の2分の1  
(上限5,000円)

購入費用の3分の2  
(上限30,000円)

対象

- 火災危険度4以上の地域（※①）のうち、対象地域内の非耐火住宅（木造住宅）に居住する者、または同住宅を所有する者（※②）
- ※①駒込六丁目、東池袋五丁目、上池袋三丁目、池袋本町三丁目、要町一丁目、長崎二・三・四丁目、南長崎三丁目  
※②耐火建築物等は対象外（建築基準法第2条第9号の2で定める建築物、または建築基準法施行令135条の20で定める建築物）

# (5) 「⑧帰宅困難者対策」

令和7年度新規拡充事業費：385千円

## 池袋駅周辺の区施設・民間施設のサイネージを活用し、災害情報を発信します

令和7年度

サイネージ活用に向けての体制整備

- 1 サイネージ管理システムの改修
  - ・ 発災時に迅速にデータ投影ができるように区施設のサイネージ管理システムを改修
- 2 運用ルール・発信情報の整備
  - ・ サイネージで情報発信する内容やタイミング等の運用ルールの整備
  - ・ 発災後の時間経過に合わせた発信情報の整備
  - ・ 多言語対応データの作成
- 3 区施設・民間サイネージでの啓発動画の放映
  - ・ 防災の啓発動画を来街者がよく目にする場所にあるサイネージで放映し、来街者に対して日頃から防災意識の向上を図る

令和8年度

サイネージでの情報発信開始

- 1 区施設サイネージでの情報発信開始
  - ・ 発災時に池袋駅周辺の帰宅困難者等に注意喚起や近くの一時滞在施設の情報等を迅速に発信
- 2 民間サイネージでの情報発信の推進



サイネージでの情報発信（イメージ）

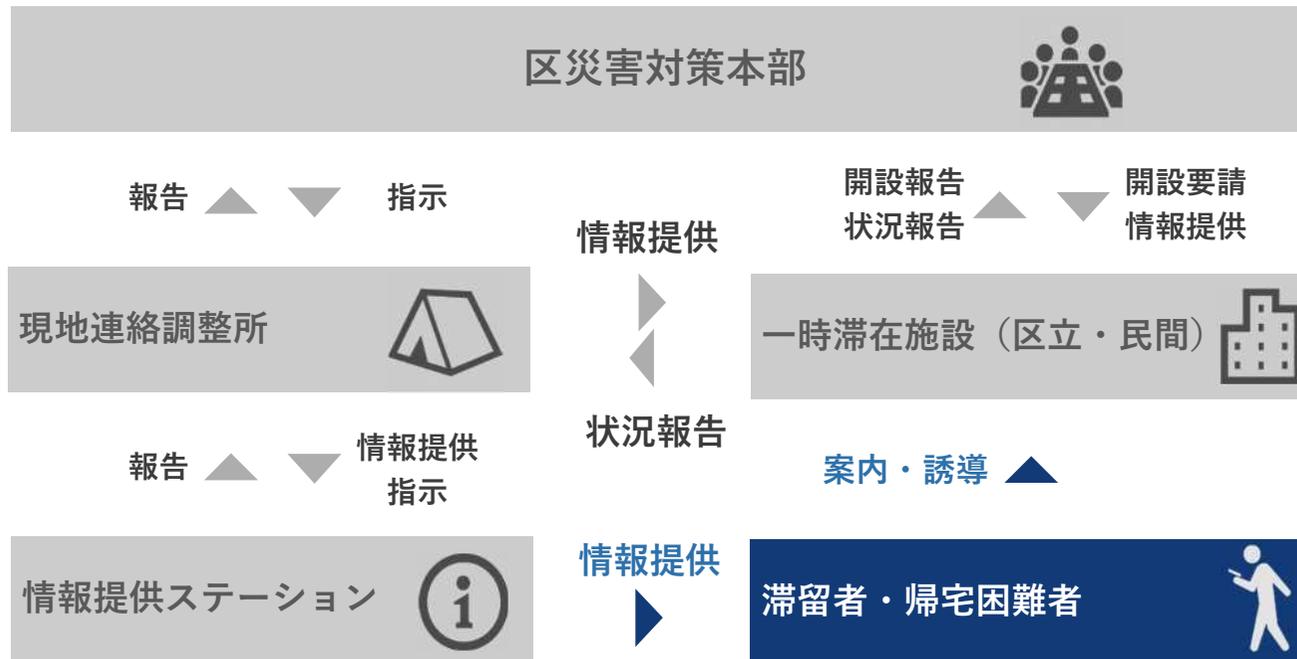
## ⑧帰宅困難者対策

# 帰宅困難者対策における情報提供体制の構築

都が開発する**帰宅困難者対策オペレーションシステム**を活用して、**滞留者や帰宅困難者への情報提供、一時滞在施設への案内・誘導體制**を整備します

### 帰宅困難者対策体制図

情報を求めた人々が、駅周辺に殺到することがないように  
DXを活用した情報提供体制の構築が必要



### 取組① DXを活用した情報提供体制

スマートフォンから情報収集

- 帰宅困難者対策オペレーションシステムを活用して、**帰宅困難者がスマートフォン**で一時滞在施設を検索・移動し、一時滞在施設へ到着できるような体制を整備

### 取組② 帰宅困難者対策訓練

DXを活用した訓練を実施

- 多数の帰宅困難者の発生が想定される池袋駅周辺では、帰宅困難者対策を検討する池袋駅周辺混乱防止対策協議会を設置しており、**帰宅困難者対策オペレーションシステム**を活用した訓練を実施

# (6) 「⑨住民生活の早期再建」

## 災害ケースマネジメントも視野に入れた、一人も取り残さない生活再建支援体制を整備します

### 生活再建支援体制

住家被害

その他

迅速・公平・公正な  
住家被害認定調査



専門家による住家被害認定調査研修の様子

納得性の高い  
罹災証明書発行



被災者生活再建支援訓練の様子

救援センター・在宅避難での困りごと・課題の把握

情報反映



被災者台帳



情報反映



一人も取り残さない生活再建支援の実現

地域と共に支えあう安全・安心なまち

## ②ファミリー世帯の定住化支援

---

説明：住宅・マンション課長 高橋

# 地域と共に支えあう安全・安心なまち ファミリー世帯の定住化支援

## ◆ 多世代近居・同居のための費用等助成 新規

親世帯との近居または同居のために転入・転居する子育て世帯に対し、住宅取得や賃貸、引越しにかかる初期費用を助成します。



対象者：区内に居住する親世帯と近居または同居するために転入・転居する子育て世帯  
※子育て世帯は、義務教育終了前の子を養育する世帯

対象費用：引越し代、（賃貸の場合）礼金、（購入の場合）登記費用、住宅ローン手数料、（改修の場合）改修工事費用

**¥** 助成額：最大 **20** 万円

所得制限なし！



子育て世帯の定住支援と高齢者世帯の孤立防止を両立

## ◆ 子育てファミリー世帯家賃助成の拡充

助成制度の内容を見直し、所得要件の緩和、家賃上限の引き上げ、助成額の増額等を変更します。

国籍要件撤廃！



対象者：以下のどちらかにあてはまる世帯  
① 区内に引き続き1年以上居住し、扶養している15歳以下の子どもがいる転居した世帯  
② 多世代近居・同居支援事業を利用して区外から転入した世帯



期間：5年間もしくは子が15歳に達した年度末（どちらか早い方）

主な拡充内容

所得要件	26万8千円/月	➔ 33万8千円/月 以下
家賃上限	15万円/月	➔ 17万円/月 以下
助成額	▶3年目まで 2万5千円/月 ▶4年目～ 1万2,500円/月	➔ 3万円定額

要件緩和でより多くの方の申請が可能に

子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち

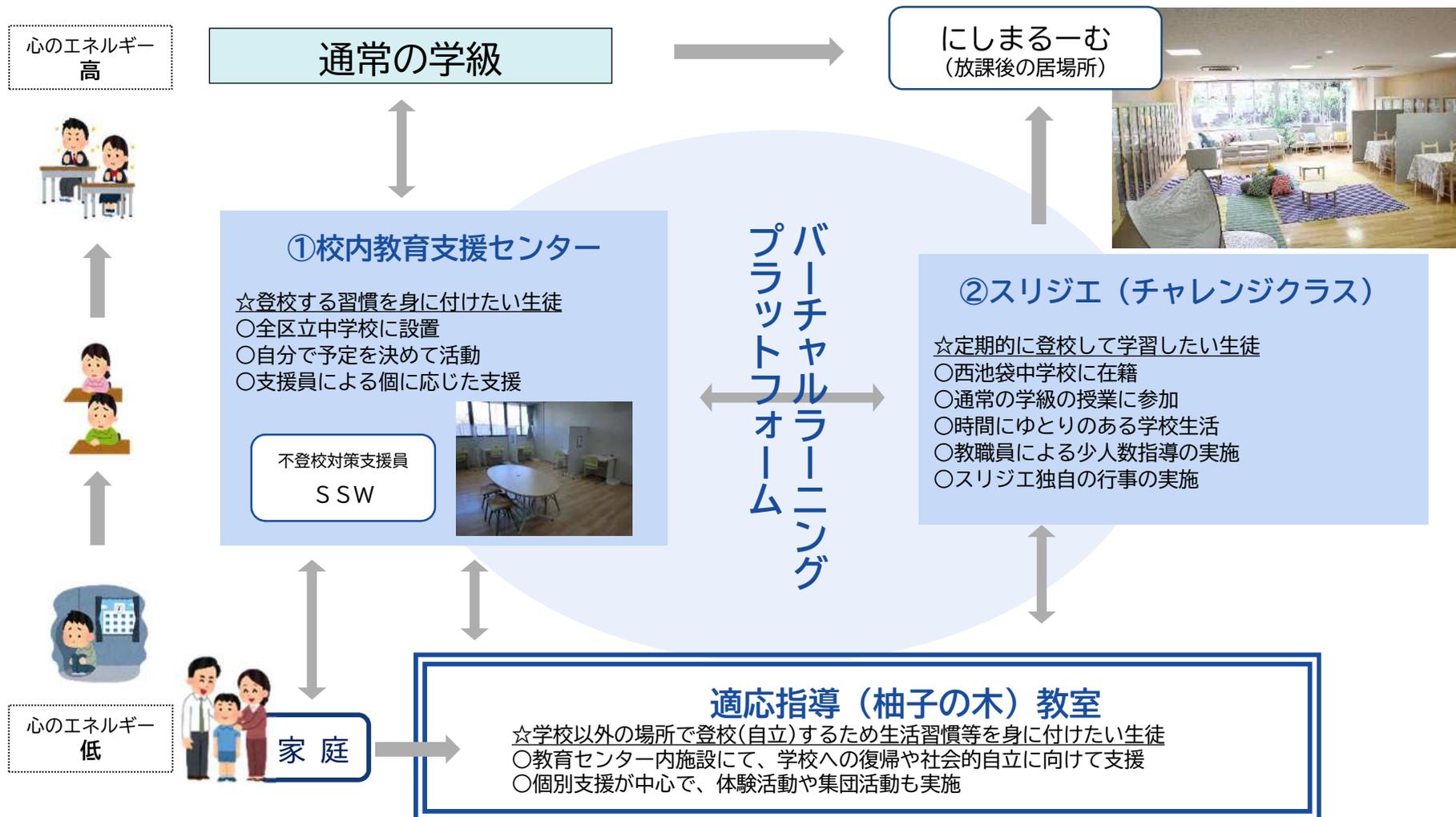
## ③不登校対策

---

説明：教育センター所長 木田

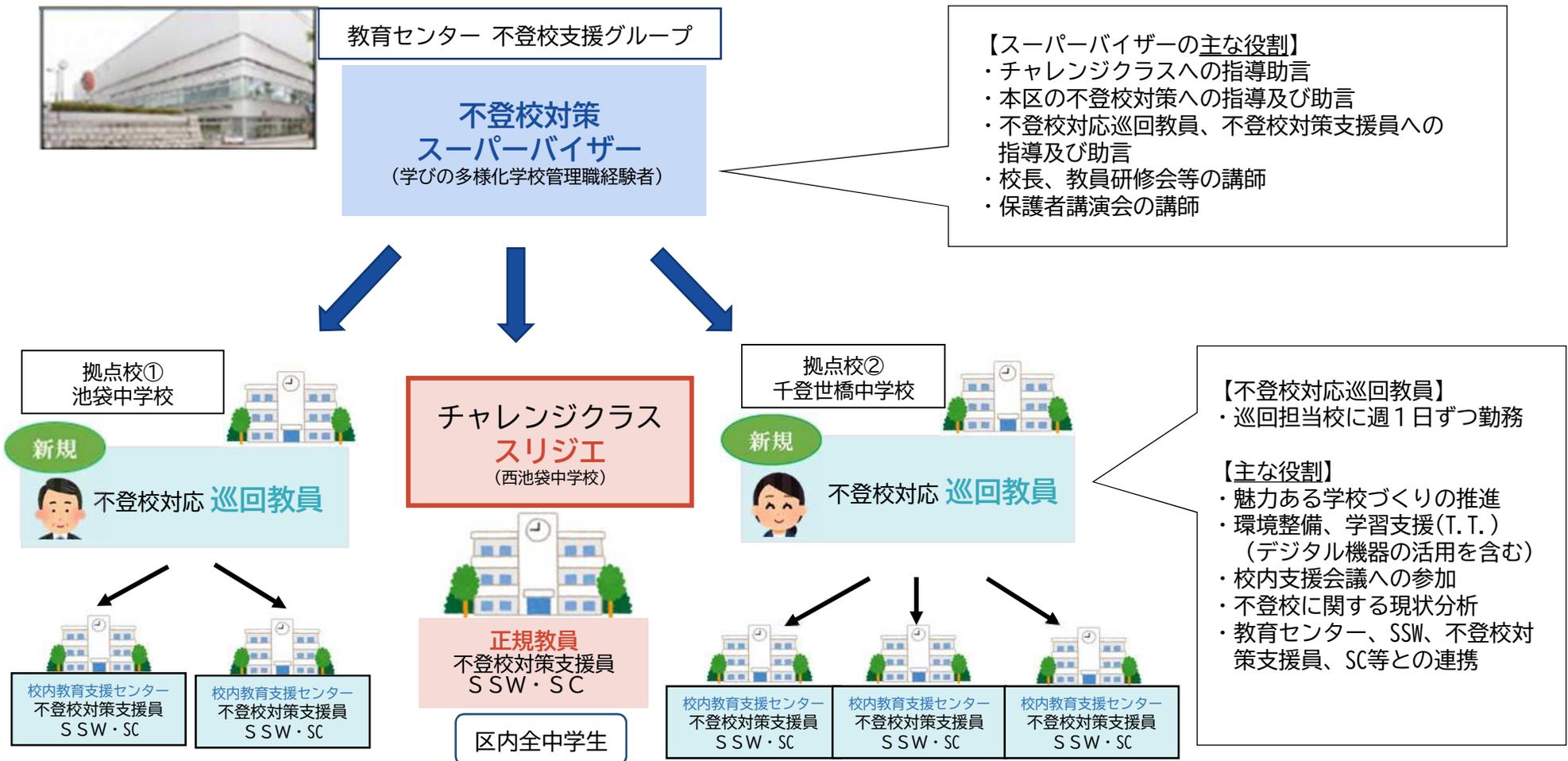
# 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち 子どもが安心して過ごせる環境づくり

## 不登校の子どもたちの居場所づくり



# 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち 子どもが安心して過ごせる環境づくり

## 不登校を支える体制づくり



子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち

## ④子ども・若者の居場所づくり

---

説明：子ども若者課長 安達

子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち

## 子ども・若者の居場所づくり（6,633千円）

家庭や学校、職場といった生活の中で「自分の居場所を見い出せない」と悩む子どもや若者が安心して過ごせる居場所を創出します。

### 1 子どもの居場所づくり(4,422千円)



子どもの居場所づくりの重要な担い手である地域団体に対し、運営にかかる経費を補助します

事業者を支援し食事の提供や学習支援の場を創出

### 2 若者の居場所づくり(2,211千円)

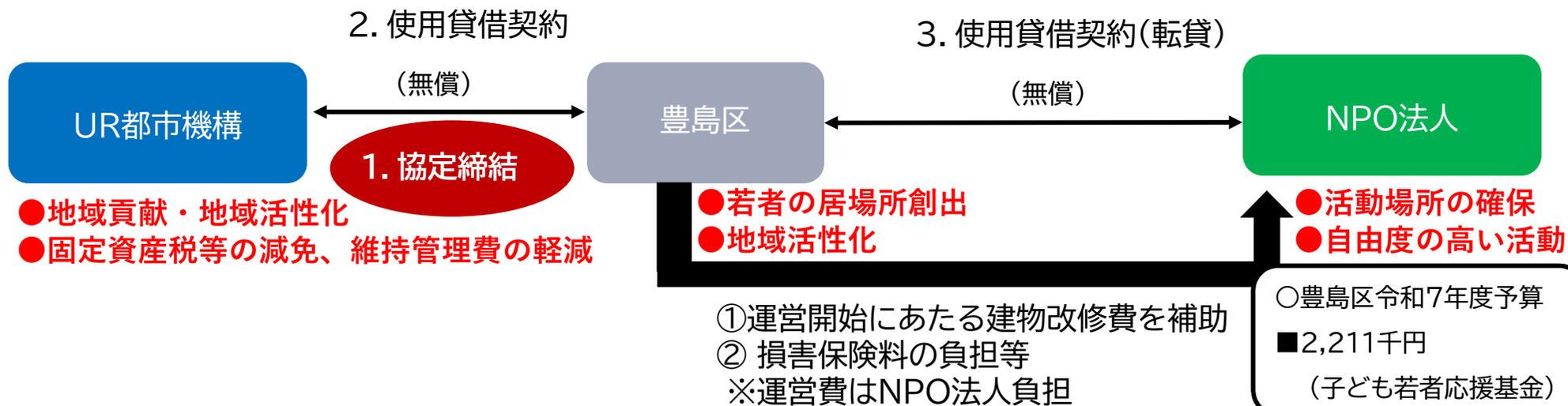


URが区に無償貸付する遊休地を活用して若者の自立や社会参加に資する事業（若者の居場所等）に対し補助を実施します

まちづくりを進めるURと連携し若者の居場所を創出

# 「豊島区若者の居場所創出の促進に関する協定」について

## 協定に基づく若者居場創出事業のスキーム



### 【事業の概要】

1. 協定: 区内のUR都市機構所有の空き家・空き地を若者支援のため活用
2. 使用貸借: 協定に基づき個別の物件について、UR都市機構が区に使用貸借
3. 使用貸借: NPO法人に転使用貸借し、NPO法人は若者支援事業を展開

### 【効果】

- ① 財政負担を抑えた若者支援、NPO法人の活動の場の創出
- ② まちづくりの進展により事業の拡張が期待できる
- ③ 転使用貸借契約で「若者の成長や自立に資する事業」と大枠の用途指定をすることで、NPO法人の自由度を高めた多様なサービスの提供が可能となる
- ④ まちづくりが進む地区での地域とNPO法人、若者とのつながりが生まれる



若者たちが集う居場所のイメージ

生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち

## ⑤池袋保健所の本移転

---

説明：保健所設置準備担当課長 木山

# 池袋保健所の本移転

令和7年度末に竣工予定の南池袋二丁目C地区の再開発ビル1～3階に移転します。  
災害時医療・感染症対策等保健所専門機能の強化を図るとともに、区民の健康づくりの拠点として整備し、  
区民の健康増進のための取り組みを更に充実させます。

令和8年5月  
開設予定



※イメージ



※イメージ

✓災害時は医療対策本部として機能する  
会議室



※イメージ

総合窓口

- ✓総合窓口を設置し、来庁者をワンストップでスムーズに案内
- ✓気軽に健康チェック、健康相談ができるように保健師等の  
専門職が対応
- ✓池袋休日診療所・あぜりあ歯科診療所・池袋あうる薬局も  
併せて移転



歩道橋で区役所側と  
つながります！



※イメージ